

## 第1章 生涯学習推進指針の改定

---

### 1 生涯学習推進指針の改定

#### (1) 改定の趣旨

県では、平成11年(1999年)に「埼玉県生涯学習振興計画」を初めて策定し、「いつでもどこでも県民だれもが自由に学習することができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会」を目指し、各種施策を計画的に推進してきました。

平成24年度末(2012年度末)の埼玉県生涯学習審議会(以下「審議会」という。)では、埼玉県生涯学習推進計画(平成22年度～平成24年度)について、「学習の成果が生活や地域にどのように生かされたのか」「県が推進する生涯学習振興の進むべき方向が見えにくい」などの課題が指摘されました。審議会からは、それまでも「個人、団体、行政がそれぞれ自立・協働という関係に基づき、地域の力の再構築を目指すべき」、「『行政がつくる生涯学習社会』から『みんなでつくる生涯学習社会』に方向転換をすべき」との意見が出されていました。そこで、平成25年(2013年)3月に、県は審議会答申「埼玉県の生涯学習の推進方策について」を踏まえ、10年先を見据えて生涯学習の分野における基本的な考えや方向性を示した「埼玉県生涯学習推進指針(以下「指針」という。)」を策定しました。

この指針に沿って、「個人の要望」を踏まえつつも「社会の要請」とのバランスの中で生涯学習への取組を捉え直し、県民の生涯学習活動を支援することを県の役割として取り組んできました。

しかし、指針が策定されてから10年余りが経過する中で、新型コロナウイルス感染症の世界的流行や、気候変動に伴う激甚災害\*、デジタル技術の急速な進展など、策定時点では予期できなかった変化や課題が生じており、

---

\* 激甚災害：大規模な地震や台風など著しい被害を及ぼした災害で、被災者や被災地域に助成や財政援助を特に必要とするもの。

社会の変化に対応する必要があります。

また、令和4年（2022年）2月に文部科学省が公表した「次期教育振興基本計画の策定について（諮問文）」においては、「学習者の背景や特性・意欲の多様性を前提として、学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人一人の可能性が最大限に引き出され、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング\*が実現されるように、制度等の在り方を考えていく必要があります。」と述べています。

この考えは、本県が目指すSDGs\*の理念と一致するものであり、本県の「生涯学習の在り方」を考える上でも不可欠な要素です。

これらの点を踏まえ、誰もが自分らしく学ぶことができる生涯学習社会の実現を目指して、指針を改定するものです。

## （2）指針の性格

埼玉県5か年計画を踏まえ、埼玉県教育振興基本計画との整合性を図りながら、令和5年度（2023年度）からの生涯学習分野における基本的な考えや方向性を示したものです。

## （3）指針の見直し

生涯学習を推進するためには、長期的視点に立ち持続的に取り組んでいく必要があることから、令和5年度（2023年度）からおおむね10年間を見通したものとします。

なお、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図ります。

---

\* **ウェルビーイング**：身体的・精神的・社会的によい状態にあること。短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的によい状態であることを含む包括的な概念。

\* **SDGs**：平成27年（2015年）9月、国連で採択された「持続可能な開発目標」。「誰一人取り残さない」という理念のもと、「世界の貧困をなくす」「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、令和12年（2030年）を達成期限とする17のゴール、169のターゲット及びその進展を評価するための指針を持つ包括的な目標。

## 2 生涯学習の推進に向けて

教育基本法第3条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とする生涯学習の理念が示されています。また、同法第12条には、「個人の要望」と並んで「社会の要請」に応える社会教育を国及び地方公共団体が奨励しなければならない旨の規定があります。

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられています（令和3年度文部科学白書）。

国の動向としては、平成30年（2018年）12月の中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（以下「平成30年中教審答申」という。）では、地域における社会教育が目指すものとして、持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わることと、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組の必要性が示されました。さらに、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な役割と意義を持つ社会教育が基盤となり「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」の好循環を目指すこととされました。

また、令和4年（2022年）8月の中央教育審議会生涯学習分科会における「第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～（以下「第11期中教審議論の整理」という。）」では、今後の生涯学習・社会教育の振興方策として、「公民館等の社会教育施設機能強化、デジタル社

会への対応」「社会教育人材の養成、活躍機会の拡充」「地域と学校の連携・協働の推進」「リカレント教育\*の推進」「多様な障害に対応した生涯学習の推進」が示されました。

人生 100 年時代において、人生をより豊かなものとするとともに社会が継続的に発展していくためには、誰一人取り残すことなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂\*を推進する必要があります。

特に、社会の変化が激しいこれからの時代においては、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のマルチステージ\*モデルへと進展することが予想されます。若い頃に身に付けた知識・技能だけに頼るのではなく、リカレント教育やリスキリング\*といった、職業生活も含め生涯を通じて新たな知識・技能を学び、身に付けることが、変化に適応し充実した人生を送る上で重要になります。

県はこれまで、若者から高齢者まで多様な世代が新たな学びを始めるきっかけづくりや生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりに取り組んできました。

今後は、これまでの取組を基に、様々な機関等と連携しつつ、社会の変化に対応した学習機会の提供に一層取り組んでいくことが求められます。

---

\* **リカレント教育**：一度社会に出た人が、学校やそれに準ずる教育・訓練機関に戻ることで可能な教育システム。社会人の学び直し。

\* **社会的包摂**：社会的に弱い立場にある人々も含め、市民一人一人を、排除や摩擦、孤独や孤立から援護し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支え合う考え方のこと。

\* **マルチステージ**：これまでの「教育」「仕事」「引退」の三つのステージではなく、一人一人の学ぶ時期や進路が複線化する人生のステージのこと。

\* **リスキリング**：職業能力の再開発、再教育。